

## 滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者登録要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市が発注する小規模な修繕、工事等（以下「小規模修繕、工事等」という。）について、市内の競争入札参加資格を持たない事業者を登録することにより、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

### (対象となる契約)

第2条 小規模修繕、工事等の対象となる契約は、発注額が50万円以下のもので内容が軽易なもの、かつ、履行の確保が容易なものとする。ただし、指定工事店の登録制度に基づく滝沢市水道事業の給水区域内の給水装置工事及び滝沢市公共下水道事業の排水区域内の排水設備工事については、小規模修繕、工事等の対象外とする。

### (登録できる者)

第3条 登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に主たる事業所（本社又は本店）又は住所（住民登録）を有する者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 滝沢市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であること。
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者であること。
- (5) 成年被後見人、被補佐人又は被補助人でないこと。
- (6) 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (7) 滝沢市暴力団排除条例（平成24年滝沢村条例第16号）第2条第2号から第5号までに掲げる者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

### (登録できる業種数)

第4条 登録希望者は、別表に掲げる業種の中から、希望する全ての業種の登録を申請することができるものとする。

### (登録申請の方法)

第5条 登録希望者は、滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社、法人の登記事項証明書又は登記簿の謄本（申請者が法人の場合）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 身分証明書（申請者が個人の場合）
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (6) 市長が別に定める暴力団排除の誓約書

2 登録申請書等を提出できる期間は、原則として、西暦の偶数年（以下「定期提出年」という。）の3月1日から3月18日までの間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その都度、登録申請書等を提出できるものとする。

第6条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、必要書類の確認及び第3

条に規定する必要な資格の審査を行い、資格があると認められる場合は、滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 市長は、登録名簿に登録したときは、登録申請書等を提出した者に対し、登録の可否を滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿（登録・非登録）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録の適用期間）

第7条 登録名簿は、当該定期提出年の4月1日から次の定期提出年の3月31日まで使用する。

（登録者の取扱）

第8条 市長は、一般に公開できるものとする。

- 2 市長は、小規模修繕、工事等に該当する契約に係る業者選定に際しては、登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、積極的に見積参加機会を与えるように努めるものとする。

（変更の届出）

第9条 登録者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を滝沢市小規模修繕、工事等登録事項変更届（様式第3号）により届け出なければならない。

- （1）登録申請書等の記載事項に変更があったとき。
- （2）廃業等により営業できなくなったとき。
- （3）登録を辞退するとき。

（登録の取消等）

第10条 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）登録申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかとなったとき。
- （2）第3条に規定する必要な資格を有しないこととなったと認められるとき。
- （3）前条第2号又は第3号に該当したことを理由として登録者から届出があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録者の登録の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく当該登録者に対し、滝沢市小規模修繕、工事等登録名簿（全部・一部）取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、小規模修繕、工事等契約希望者の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年3月5日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	番号及び工事の種類	区分	番号及び工事の種類
建築関係	1 ガラス	土木関係	20 土工
	2 鋼製建具（サッシ、網戸を含む）		21 コンクリート
	3 木製建具		22 舗装
	4 外壁		23 排水施設
	5 屋根		24 フェンス
	6 雨樋		25 植栽
	7 錠鍵		26 遊具
	8 門扉		27 その他公園施設
	9 シャッター		28 その他
	10 左官	設備関係	29 電気器具
	11 防水		30 通信機器
	12 ブロック		31 照明器具
	13 タイル		32 放送機器
	14 塗装		33 空調機器
	15 内装		34 給湯機器
	16 畳		35 衛生機器
	17 障子、襖		36 ガス機器
	18 床		37 給排水設備

	1 9 その他		3 8 浄化槽
			3 9 配線
			4 0 配管
			4 1 ボイラー
			4 2 ストープ
			4 3 その他